

利用証使用上の注意点

1 利用証の掲示について

この利用証は「やまぐち障害者等専用駐車場」の案内表示（図1）のある駐車施設を利用するときのみ使用できます。「やまぐち障害者等専用駐車場」に駐車するときは、ルームミラーに掛けるなど、外から見えるように掲示（図2）してください。

【図1】 案内表示



【図2】 利用証の掲示方法



2 利用証の使用について

この利用証は、申請者本人が乗車している時のみ利用できます。ほかの方へ貸したり渡したりすることはできません。

不適正な利用が明らかになった場合は、利用証を返却していただきます。

3 利用証の返却について

有効期限が過ぎたときや障害の軽減などで利用証の交付対象ではなくなった場合は、交付窓口まで返却してください。また、郵送により返却することもできます（切手代は自己負担でお願いします）。

窓口 山口県厚政課、各健康福祉センター、各市町、一部市町社協

郵送先 〒753-8501

山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部 厚政課地域保健福祉班



4 お願い

「やまぐち障害者等専用駐車場」には、施設によって、幅の広い駐車スペース（3.5m以上）と普通の幅の駐車スペース（2.5m～3.5m未満）の2種類が確保されていることがあります。普通の幅のスペースで車の乗り降りが可能な方は、なるべくそちらを利用いただくようお願いいたします。

また、同乗している方の介助により、歩行や車の乗り降りに支障がないときは、ほかの必要とされている方のための配慮をお願いいたします。

5 他県での相互利用について

この利用証は、全国の制度導入都道府県の協力施設の駐車場でも利用することができます。
中国・四国地方、九州地方各県の案内表示は次のとおりです。

【萩市】



【鳥取県】



【島根県】



【岡山県】



【広島県】



【徳島県】



【香川県】



【愛媛県】



【高知県】



【佐賀県、長崎県】



【熊本県】



【鹿児島県】



【大分県】



【宮崎県】



【福岡県】



※ 掲載されているものと、デザインの異なる案内表示もあります。

▼利用証が利用できる施設や返却窓口などは、山口県厚政課のホームページでもお知らせしています。

県厚政課HP <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13200/ud/kouhu.html>

問い合わせ先

○ 山口県健康福祉部厚政課地域保健福祉班 Tel083-933-2724